

【別紙2-7】

税関様式S第1045号
納税通知第号

平成 年 月 日

(住所)

(氏名又は名称) 殿

(税関官署の長)

印

とん税及び特別とん税納税通知書

申告年月日		平成年月日		申告書番号		
船舶		名称及び国籍		()		
純とん数						
入港年月日	平成年月日	出港年月日	平成年月日	開港名		
納付とん税及び特別とん税の額						

上記の船舶について申告のあったとん税及び特別とん税の額は、誤りがないと認められるので、当該税額及び延滞税を、平成 年 月 日までに、同封の納付書により納付して下さい。

上記の船舶についてのとん税及び特別とん税は、納付する必要がありません。

(注意) 上記の税額とあわせて納付すべき延滞税の額は、次により計算して得た額又はその合計額です。

(1) 延滞税の額の計算の算式

$$\text{延滞税の額} = \frac{\text{納付すべき本税の額}}{\times \frac{\text{期間(日数)}}{\times \left[\begin{array}{l} \text{法定納期限の翌日から完納の日まで} \\ \text{納期限の翌日から2月を経過する日後は14.6\%} \end{array} \right]}} \times \frac{1}{365}$$

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することになります。
具体的には次のとおりです。

		納期限の翌日から2月を経過する日まで	納期限の翌日から2月を経過する日後
平成12年1月1日から 平成25年12月31日まで		平成12年1月1日から平成25年12月31日までの各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号により定められる商業手形の基準割引率+4%	14.6%
平成26年1月1日以後		年「7.3%」と「平成26年1月1日以後の各年の特例基準割合(前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合+1%)+1%」のいずれか低い割合	年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

(2) 納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、納付すべき本税の額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額により延滞税の額を計算することとなります。

(3) 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額が延滞税の額となります。

◎「不服申し立てについて」 この処分について不服がある場合には、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議の申立てをすることができます。